

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

西東京市では、男女平等参画社会の実現に向けて、平成16（2004）年3月に「一人ひとりが自分らしく自立しいきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」ことを基本理念とする「西東京市男女平等参画推進計画」（以下「第1次計画」とする）を策定し、平成21（2009）年3月には第1次計画の基本理念と方向性を引き継ぐ「西東京市第2次男女平等参画推進計画」（以下「第2次計画」とする）を策定しました。平成20（2008）年4月には「男女平等推進センター パリテ」が開館し、拠点施設が整いました。平成26（2014）年3月には、男女平等参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、配偶者等からの暴力の防止と被害者を支援するため、「西東京市配偶者暴力対策基本計画」を包含した「西東京市第3次男女平等参画推進計画」（以下「第3次計画」とする）を策定しました。

「西東京市第4次男女平等参画推進計画」は、西東京市における男女平等参画を取り巻く社会環境の変化に対応するとともに、これまでの取り組みをさらに前進させるために策定するものです。この計画は、「西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画」、また、女性の職業生活における活躍を推進するため、新たに策定した「西東京市女性の職業生活における活躍推進計画」を包含しています。

2 計画の背景

（1）世界の中の日本の状況

①国際的な指数にみる日本の状況

男女平等の状況を表す国際的な指数をみると、世界の中の日本の状況がよくわかります。平成29（2017）年のHDI（人間開発指数）は189か国中19位、GII（ジェンダー不平等指数）は160か国中22位となっています。また、平成30（2018）年のGGI（ジェンダー・ギャップ指数）は149か国中110位で、平成29（2017）年の144か国中114位より順位は上がりましたが、依然として低い状況にあります。日本は、保健分野や教育分野における数字が高いことからHDIやGIIの順位は比較的上位にありますが、政治分野や経済分野への女性の参画が遅れていることから、GGIの順位は低くなっています。

（注）

HDI（Human Development Index 人間開発指数）：「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測るもの（平均寿命、1人あたりGDP、就学率等）。

GII（Gender Inequality Index ジェンダー不平等指数）：国家の人間開発の達成が男女の不

平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの（妊産婦死亡率、国会議員の女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）等）。

GGI（Gender Gap Index ジェンダー・ギャップ指数）：経済、教育、政治、保健の各分野毎に各使用データをウェイトづけして総合値を算出。その分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0が完全不平等、1が完全平等。

②女子差別撤廃委員会の日本に対する最終見解

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、昭和54（1979）年の第34回国連総会で採択された条約であり、日本は昭和60（1985）年に批准しています。

締約国には政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における女子差別の撤廃のために適当な措置をとることが求められています。さらに、同条約第17条に基づき、女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するための女子差別撤廃委員会が設置されています。

平成28（2016）年2月、女子差別撤廃委員会は、日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解を出しました。平成11（2009）年に行われた第6回定期報告の審議以降、日本が法制度の改革を進めてきたことを歓迎しつつ、第6回の勧告を改めて表明・要請する他、女性の地位向上のための国内本部機構の強化、教育における進路相談や性と生殖に関する健康と権利に関する年齢に応じた教育の実施、災害に関する意思決定や復興過程への女性の参画の加速化などについての勧告を出しています。

（2）日本の動き

<「第4次男女共同参画基本計画」に関する動き>

国は、「男女共同参画社会基本法」の施行から約15年が経過した平成27（2015）年12月、実効性のあるアクションプランとするため、具体的な数値目標や期限を明確に設定した「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。「第4次男女共同参画基本計画」では、改めて強調する視点として、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」を掲げ、12分野にわたる施策を網羅しています。

<「女性の活躍推進」に関する動き>

国は、平成26（2014）年10月、さまざまな状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、わが国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、わが国社会の活性化につながるよう、内閣にすべての女性が輝く社会づくり本部を設置しました。平成27（2015）年には、10年間の時限立法で「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、平成28（2016）年に全面施行されました。国、地方公共団体及び従業員数が301人以上の民間事業主に対して、女性の活躍に関する状況や課題に関する情報の公表や、事業主行動計画の策定を義務づけています。な

お、従業員数が300人以下の民間事業主については、努力義務となっています。

<「働き方改革」に関する動き>

国は、平成28（2016）年に、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会をめざして「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、働き方改革や子育て支援や介護の環境整備等の取り組みを始めました。「働き方改革実現会議」を設置し、非正規雇用の処遇改善、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、女性・若者の人材が活躍しやすい環境整備などの方向性を示しています。

<法整備に関する動き>

①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）の改正

平成25（2013）年の改正では、法律婚または事実婚の配偶者（婚姻関係を解消した場合の元配偶者も含む）に加え、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者も法の適用対象となりました。

②「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ被害防止法）の制定

平成26（2014）年、私的に撮影された性的な画像などを撮影対象者の同意なくインターネットなどに公表する行為を法律で規制することとなりました。

③「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）の改正

平成28（2016）年の改正により、事業主に対して妊娠・出産などを理由とする上司や同僚からの嫌がらせの防止措置を講ずることを義務づけました。

④「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正

平成28（2016）年の改正により、介護休業の分割取得や介護休暇・子の看護休暇の取得単位の柔軟化、育児休業などの対象となる子の範囲を拡大しました。また、事業主に対しては、育児休業や介護休業の取得などを理由とした上司や同僚からの嫌がらせを防止する措置を講ずることを義務づけました。

さらに、平成29（2017）年の改正では、1歳6か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申出することにより、育児休業期間を「最長2歳まで」延長できるように、あわせて育児休業給付の支給期間も延長することとなりました。

⑤「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）の改正

平成 28（2016）年、被害者が拒んでいるにも関わらず、連続してブログや SNS 等の個人のページにコメントを送るなどの規制対象行為が拡大しました。また、警告を経なくても禁止命令等を行うことができるようになりました。

⑥「刑法の一部を改正する法律」の公布

平成 29（2017）年、近年の性犯罪の実情等に鑑み、刑法の強姦罪に関する部分が改正されました。これまでは強姦の被害者は女子のみとされていたのが男性にも拡大され、性犯罪の被害者の性別を問わない内容に変わりました。それにともない、罪名も「強姦罪」から「強制性交罪」に変更された他、法定刑を厳罰化するとともに、告訴がなくても起訴できるようになりました。

⑦「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行

平成 30（2018）年、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

国及び地方公共団体の責務として、「政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする」と定められました。

（3）東京都の動き

①「東京都男女平等参画推進総合計画」の策定

平成 29（2017）年 3 月、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び「東京都男女平等参画基本条例」に基づく行動計画として「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定しました。この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく都道府県女性活躍推進計画と、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」を合わせたものとなっています。

②「特定異性接客営業等に関する条例」の施行

平成 29（2017）年 7 月、主として女子高校生にマッサージ等を行わせたり、会話やゲームの相手をさせたりするなどのサービスを提供する、いわゆる「JK ビジネス」等について規制し、青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年を被害者とする犯罪を防止することを目的として、「特定異性接客営業等の規制に関する条例」が施行されました。

③「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」の制定

平成30(2018)年、東京2020オリンピックの開催都市として、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現をめざすため、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」を制定しました。条例の目的に啓発等の施策を総合的に実施することを明記し、「多様な性の理解の推進」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」を図るものとしています。

(4) 西東京市の動き

①「西東京市男女平等参画推進計画」の策定

平成16(2004)年3月に「一人ひとりが自分らしく自立しいきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」を基本理念とする「西東京市男女平等参画推進計画」を策定し、6つの領域に沿って施策を推進してきました。その後、平成19(2007)年に西東京市民意識・実態調査を実施、平成21(2009)年3月に第1次計画の基本理念や取り組みの領域を継承しつつ、第2次計画、平成26(2014)年には第3次計画を策定しました。計画の進行管理にあたっては、市民参加の恒常的推進組織として男女平等参画推進委員会が毎年、実績評価を行っています。

②配偶者暴力被害者への支援

配偶者からの暴力の被害者を支援する取り組みとして、平成18(2006)年度に西東京市配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を設置し、情報交換等を通じ関係機関及び庁内関係部署相互間の連携強化を図ってきました。

また、平成26(2014)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「西東京市配偶者暴力対策基本計画」を策定し、第3次計画の中に位置づけました。

③西東京市男女平等推進センター パリテの開設

平成20(2008)年、相談、学習、情報発信・交流などの機能を備えた「男女平等推進センター パリテ」を開設しました。男女平等参画社会を推進していくための活動拠点として、パリテまつりの実施、相談事業、各種講座の開催、西東京市男女平等情報誌『パリテ』の発行などの事業を実施しています。施設運営にあたっては、企画運営委員会、利用者懇談会などを通して市民の意見を反映しています。

④「西東京ワークライフバランス推進労使宣言」、『「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言』、『「健康」イクボス・ケアボス宣言』の取り組み

西東京市は「健康」応援都市の実現をめざしていますが、平成22（2010）年3月に労使で「西東京ワークライフバランス推進労使宣言」を、平成28（2016）年3月に「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言を行いました。また、平成29（2017）年5月には市長が「健康」イクボス・ケアボスを宣言しました。その後管理職も順次宣言を行っています。いずれも職員のワーク・ライフ・バランスの実現や、心の健康の保持・増進、ハラスメントの防止に努めるだけではなく、「健康市役所」の成果を市民や社会に広げることを目的とした取り組みです。

⑤「西東京市子ども条例」の制定

平成30（2018）年10月に、今と未来を生きるすべての子どもがすこやかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、しくみを整え、市全体で子どもの育ちを支えていくことを目的として、「西東京市子ども条例」を制定しました。

この条例には、子どもの育ちを支える人たちの役割やその人たちへの支援、子どもの権利を守るための取り組み、相談・救済のしくみをつくること等を示しています。

3 計画の目的

この計画は、西東京市が行う男女平等参画施策の基本方針を示すと同時に、男女平等参画社会実現のための直接的、間接的な取り組みを体系化し取りまとめ、その施策を推進することを目的とするものです。

4 計画の性格・位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」に規定される「市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（第14条第3項）」です。
- (2) この計画は、「西東京市第2次基本構想・基本計画」や関連する他分野の計画と整合性を図りながら策定します。
- (3) この計画の基本目標Ⅰ（人権の尊重）の課題Ⅰ-3（配偶者等からの暴力の防止と被害者支援）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に該当し、「西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画」として位置づけます。

- (4) この計画の基本目標Ⅲ（ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進）の課題Ⅲ-1（ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進）、Ⅲ-2（経済活動における女性活躍の推進）、及びⅢ-3（男性の家事・育児・介護への参画促進）は、「職業生活における女性の活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に該当し、「西東京市女性の職業生活における活躍推進計画」として位置づけます。
- (5) この計画は、男女平等参画社会をめざす第1次、第2次、第3次の計画を継承するものであり、学識経験者や公募の市民等で構成される「西東京市男女平等参画推進委員会」での検討を中心に、「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」や「市民説明会」の意見などを踏まえ、策定します。
- (6) この計画は、西東京市の施策を進めるための行政の計画であるとともに、市民と協働で取り組むことを前提とした計画とします。
- (7) この計画は、全庁的に取り組んでいくことを前提とします。
- (8) この計画は、市民参加のもと策定後の取り組みの実施・点検・評価を行い、実効性の確保に努めていきます。
- (9) この計画のうち、西東京市の行政権限を越える課題については、国・東京都や関係機関、事業主等に対して、積極的に働きかけていくものとします。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成31（2019）年度から2023年度までの5カ年とします。

〈計画の位置づけ〉

